



國場組 安全衛生マネジメントシステム

Kokubagumi Safety Health Management System

國場組安全衛生マネジメントシステム（以下「國場組コスモス」という。）は、安全衛生業務の仕組みを体系化したものであり、当社の実態に即した取り組み易いものになっています。このシステムを理解し特長を十分生かして実施運用していくことが、安全や健康を確保していく上で重要です。

1. コスモスとは

- (1) 「COHSMS : コスモス」は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム「Construction Occupational Health and Safety Management System」の略称です。

既に品質や環境に関するマネジメントシステムが国際規格となっています。安全衛生に関しても、現在ILO（国際労働機関）において国際規格化の取組みが行われています。この流れを受けて、我国においても厚生労働省が平成11年に「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」が公表されました。この指針に沿って建設業は独自のコスモスガイドラインが策定され、このガイドラインに従って企業が自主的に労働安全のシステム化に取り組むことが求められています。

- (2) 「COHSMS : コスモス」は、28の基本的事項からなりコスモスガイドラインに沿って安全衛生管理の仕組みづくりをします。

(3) システムを確立するために必要な基本的事項

- ① COHSMSガイドラインでは、安全衛生管理の仕組み作りに必要な次項を「システムを確立するために必要な基本事項」として、店社17項目、作業所11項目を定めています。

<店社の基本事項>	
4.1.1	安全衛生方針の表明
4.1.2	危険又は有害要因の特定及び実施すべき事項の特定
4.1.3	安全衛生目標の設定
4.1.4	安全衛生計画の作成
4.1.5	労働者の意見の反映
4.1.6	安全衛生計画の実施及び運用等
4.1.7	作業所において必要な基本事項に関する手順の作成等
4.1.8	システム体制の整備
4.1.9	システム教育の実施
4.1.10	関係請負人の安全衛生管理機能等の評価
4.1.11	文書化
4.1.12	緊急事態への対応
4.1.13	日常的な点検及び改善
4.1.14	労働災害、事故等の原因の調査並びに問題点の把握及び改善
4.1.15	システム監査
4.1.16	記録及びその保管
4.1.17	システムの見直し

<作業所の基本事項>	
4.2.1	工事安全衛生方針の表明
4.2.2	危険又は有害要因の特定及び実施すべき事項の特定
4.2.3	工事安全衛生目標の設定
4.2.4	工事安全衛生計画の作成
4.2.5	工事安全衛生計画の実施及び運用
4.2.6	労働者の意見の反映
4.2.7	関係請負人の安全衛生管理機能等の評価
4.2.8	緊急事態への対応
4.2.9	日常的な点検及び改善
4.2.10	労働災害、事故等の原因の調査並びに問題点の把握及び改善
4.2.11	文書化、記録及び報告

COHSMSガイドラインによる基本事項

2. コスモスによるシステム確立のメリット

- (1) 当社の安全衛生管理活動の確実性と効率性がはかられます。
- (2) 安全衛生水準の連続的、継続的な向上がはかられます。
- (3) 会社の健全性、信頼性のアップにつながります。
- (4) その他

3. 当社のコスモスの構築

当社ではこれらの動向を考慮して独自の國場組コスモスを構築しました。これによって基本的な安全衛生管理の方法が変わったり、書類が著しく増えたりすることはありません。今まで培ったノウハウの蓄積を指針に沿った形で集大成しマニュアル化、標準化することで、職場に潜んでいる危険を取り除き、事故や災害の発生を防ぎ、安全衛生管理水準向上の定着をめざします。

又、システムが店社、作業所一体となって確実に実施して展開し、さらにその過程をシステム監査で評価し見直しすることが、継続的なレベルアップが可能になると考えています。

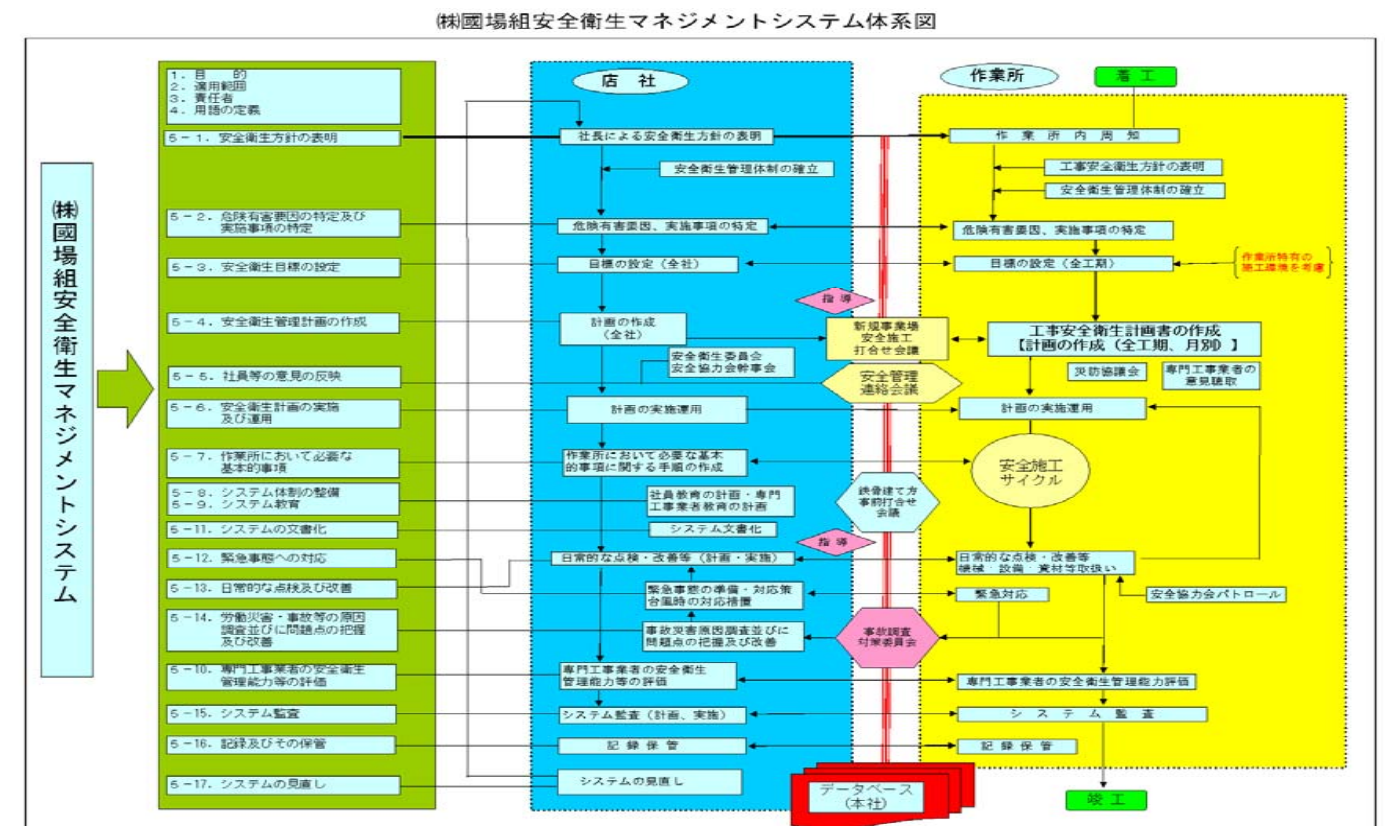
4. 当社のコスモスの基本フロー

システムにあわせて、新しく構築されたデータや業務が改善された点があります。それは次の3点です。

- (1) 潜在的な危険有害要因を除去または低減するため工事に伴う危険有害要因を特定し対策を実施します。
- (2) システム監査を実施し、システムの実施運用の状況の評価をします。この結果がシステムを見直すうえで重要な情報源となります。
- (3) マニュアル、要領書、帳票類を安全・品質管理室のデータベース上に載せることにより、必要な情報が簡単に入手出来るようになります。

5. 専門工事業者の対応

- (1) それぞれの工種で施工に伴う危険有害要因を特定し、対策を講じて作業に従事します。
- (2) 安全衛生に関し優良な専門工事業者育成のため、安全衛生管理能力評価を行います。
- (3) 危険有害要因の特定データシート及び提出用帳票類はCDで用意します。
- (4) 専門工事コスモスの構築運用を目指してください、標準モデルはCDで用意します。



- ② コスモスガイドラインに基づいて、建設企業のシステムを構築することは、安全衛生活動が店社と作業所で一体的に展開され、安全衛生活動の共通認識化、安全衛生管理のノウハウの継承等が出来るようになります。